東中野図書館 個性づくりテーマ展示《第1回》

《暮らしと法律》

~日常と法律の密接な関係~

あなたは"法律"と聞いて何を思い浮かべますか? 弁護士? 裁判所? それとも・・? 自分とは全く関係のないものだと考える方も少なくないのではないでしょうか?

いいえ!そんな事はありません!! わたしたちの生活において法律は至るところで関係しているのです。

東中野図書館では"法"に関する様々なテーマを取り上げ、展示を行っていきます。 やさしい入門書から、どっぷりと入り込んだ専門書まで、多くの資料を取り揃えましたので この機会に法律の世界に踏み込んでみてはいかがでしょうか?

☆展示期間:平成23年6月25日(土)~8月24日(水)

☆展示場所:東中野図書館3F テーマ展示コーナー

☆問い合わせ:東中野図書館

中野区東中野1-35-5 03(3366)9581



私たちと法律

私たちと法律

私たちは、好むと好まざるとにかかわらず、法律という網の目の中で暮らしています。平穏な日常生活の中では、あまり法律を意識しないのですが、トラブルに巻き込まれたり、取引生活を送ることは、羅針盤なしに航海することと同じです。法律の基本を知りながら社会生活を送ると、生活の節目節目で自信を持って行動することができます。

この場合はこうだ、もし紛争になったら次のような手が打てる、相手の出方によっては私は別の 行動をとろう・・・このように、生活の曲がり角にぶつかるたびに対象を交通整理しながら自信を 持ってハンドルを切ることができるようになります。この奥深い自信は、獲得した者でなければわ からないほどに、社会生活を強く推進するエンジンになるものです。

法とは・・・

まず、厳密に言うと「法」と「法律」とは意味が違います。

両者は区別して使われないこともあります。区別して使われていない場合の両者の意味は、たいてい、公的な機関が作った社会のルール全般、つまり、国会が作る民法や刑法などの法律、行政機関が作る命令や規則、地方自治体が作る条例、などのことを指します。

区別して使われる場合の「法」は、人間が作ったルールではなく、もともと存在する正しい真理、 法則のことをいいます。厳密には区別して使われますが「道徳」という言葉と置き換えてもそれほ ど問題ないと思います。また、「正しい」という指針が加わることも忘れないでください。

それに対して「法律」は、「〜は〜であるべきだ」という価値観を実現するために、人間が作った道具です。人が作ったものですから、時代や場所によって「〜であるべき」とする基準は変わります。絶対的・普遍的なものではないのです。

法律をみんなのものに

世の中には、さまざまなトラブルがあります。今は平穏に暮らしていても、いつトラブルに巻き込まれないとも限りません。

私たちが暮らしている社会は、法治国家ですから、トラブルのほとんどは法律がからんでいます し、その解決の道すじも大部分は法律の中に見いだすことができます。

ですから、大切なことは、トラブルに巻き込まれたり巻き込まれそうになったりしたとき、これは法律問題ではないかと考え、法律はどんな対策を用意しているかを探してみようとする積極的な態度です。こういう態度がなければ、法律がどんなに対策を用意していても、具体的には何の役にも立たないことになってしまいます。

日常生活のなかでは、これは法律問題ではないか、という考えさえ浮かばないということが多いものです。「権利の上に眠っている」わけではないのでしょうが、日頃からこれは法律問題ではないか、と意識して、どんな対策があるのかを探す意欲を呼び起こすようにしましょう。

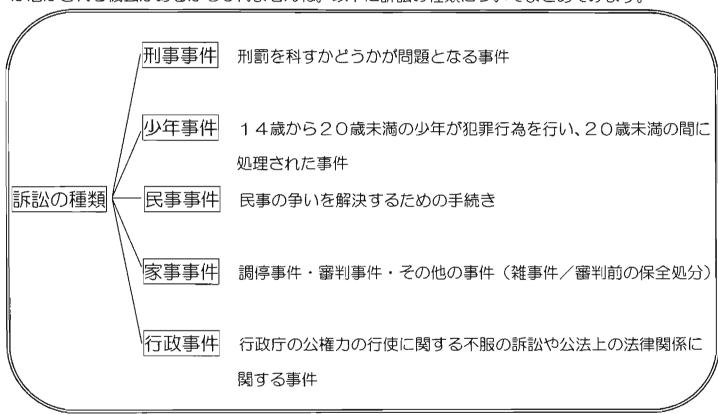
傍聴に出かけてみよう

なかなか法律の現場を見る機会がない方は、裁判の傍聴に出かけることをお勧めします。裁判は まさに法律の現場の最たるものですから、将来法曹を目指されている方はもちろん、それ以外の方 にとっても非常に有意義な経験になると思います。

裁判は原則として誰でも傍聴することができます。裁判の公開は憲法で厚く保障されています。 また、各地の弁護士会では定期的に裁判傍聴会を開いているところもあります。「裁判所に一人で 行くのはちょっと・・・」という方にはこれに参加してみることをお勧めします。

経験を活かして・・・

平成21年から裁判員制度が開始されました。裁判員制度とは、選挙権を持つ国民から無作為に 選ばれた裁判員が、殺人、傷害致死などの重大事件の刑事裁判で裁判官といっしょに裁判をすると いうものです。裁判員裁判では、原則として6人の裁判員と3人の裁判官で審理を行います。「な にも法律家をめざしているわけじゃないから・・・」と思われた方も、将来は裁判を傍聴した経験 が活かされる機会があるかもしれませんね。以下に訴訟の種類についてまとめてみます。



☆ポイント☆

刑事で無罪でも、民事で責任を負うことも

・車を運転している人間が車を衝突させ、双方の車が壊れたとします。故意にぶつけて相手の車を 壊した場合は、刑法でいう器物損壊罪になりますが、過失で車を他の車にぶつけた場合、過失の器 物損壊は刑法の規定するところでありませんから、刑事事件としては無罪です。

しかし、民事事件として、自分の過失で相手の車に損害を与えれば、民法上の損害賠償責任が生じます。刑事事件としては無罪でも、民事事件としては責任を負わなければならないのです。

出典: 鍛冶良堅・鍛冶千鶴子/総監修『くらしの法律百科 改訂新版』小学館、2008年 尾崎哲夫/著『はじめての六法』自由国民社、2005年

オススメ展示図書

『法律の抜け穴全集』 自由国民社

2011年 請求記号 320

金銭貸借、不動産売買、土地家屋、財産相続、交通事故・・・。 短編小説のような面白さでいつの間にか法律に強くなる。

実例による法律的要点の解説で紛争解決にも役立つ異色の法律書。 重要な事例、情報を増補した改訂版。



『女性のための法律』

金井 正元/著

日本評論社 2010年 請求記号 320カ

法律を知ると、人は少し生きやすくなる - 。女性の一生を 7 つの ライフステージに分け、それぞれの時期に関わる法律の仕組みを 説明。

基本的な法律の概説的な解説、法律用語の説明も付す。

女性のための法律

111.528

『会社で役立つ日常業務の法律知識』矢野 千秋/著清文社 2010年 請求記号 335

「署名」と「記名」はどう違うの?他社の人気商品と似たような デザインを採用するのはいけないこと?

PL法、独禁法、不競法、インターネットなどの領域までも含め、 意外と知らない会社の日常業務上の法律知識を解説する。



テーマ展示リスト 【暮らしと法律】

書名	著者名		出版者名	出版年	請求記号
分かりやすい法律・条例の書き方	礢崎	陽輔	ぎょうせい	2011	320 イ
岩波判例セレクト六法 平成23年版	石黒	 一憲	岩波書店	2010	320.9イ
実用六法	加藤	晋介	成美堂出版	2010	320. 91
境界をめぐるトラブル解決法	芥川	基	自由国民社	2011	324.2 ア
動かす力	渡辺	喬一	ベストブック	2011	327
法律の読み方・学び方	道野	真弘	実務教育出版	2011	321
コンパクト法律用語辞典	尾崎	哲夫	自由国民社	2011	320
情報法入門	小向	太郎	NTT出版	2011	007.3
法学への招待状	内海	朋子	駿河台出版社	2010	321 ウ
家庭・学校・社会子どもトラブル解決法	飯野	たから	自由国民社	2010	320 イ
Q&A暮らしの中の法律相談	鈴木	隆司	明石書店	2010	320 キ
わかる!楽しい!法律	反町	勝夫	東京リーガルマインド	2010	320 ソ
日常生活の法律全集			自由国民社	2010	320 =
最新法令の読解法	田島	信威	ぎょうせい	2010	320
働くときのA・B・C	青山	平八	全国労働基準関係団体	2011	336. 4
			連合会		
知って安心法律知識		司法書士会	大蔵財務協会	2010	320
	連合会/編				
法令読解ノート	畠山	信夫	全国労働基準関係団体	2011	320
			連合会		
ソプラノ弁護士・大塚錥子の日常生活なんでも	大塚	錥子	青林書院	2010	320
法律相談					
すぐに役立つ老後を安心して暮らすための暮ら	大門	則亮	三修社	2009	320 ス
しの法律知識とトラブル相談マニュアル					
すぐに役立つ図解とQ&Aでスッキリ!近隣ト	梅原	ゆかり	三修社	2010	320.4ス
ラブルの法律と実践的解決法 ケース別82	尾込	平一郎/			
	監修				

☆このリストのほかにも 多数取り揃えております☆



法律について調べる方に

●条文について調べる

☆図書資料で探す

『六法全書 平成23年度版 1・2』 江頭 憲治郎/著 有斐閣 320.90

・・・子ども手当支給法、公文書管理法施行令など重要な法令7件を新収録。全国裁判所管轄区域表、 各種手数料等一覧表も付す。

『ポケット六法 平成23年度版』 江頭 憲治郎/著 有斐閣 320.9ポ

・・・持ち運びに便利な大きさで、法律学の学習や日常の仕事に必要な法令184件を収めたハンディ 六法の決定版

☆インターネットで探す

『法令データ提供システム』 総務省行政管理局 http://law.e-gov.go.jp

・・・現行の憲法・法律・政令・勅令・府令・省令・規則の内容などが検索・閲覧可能

●法律関係の書式について調べる

☆図書資料で探す

『契約書式の作成全集』 山崎郁雄/著 自由国民社 324.5ヤ

・・・あらゆるタイプの契約を網羅し、作成の基礎知識・法律知識を明快に書いたビジネスマン・ 法務担当者・事業主のための契約書式作成の解説書

『相続と遺言のことならこの一冊』 石原豊昭/監修 自由国民社 324.79

・・・相続と遺言に関する基礎知識から紛争の解決法まで、争いを避け、スムーズに相続するためのポイントを豊富な図でわかりやすく解説。手続き図&書式見本も多数収録。

『不動産登記の法律知識』 自由国民社 324.8フ

・・・登記をはじめて見る人にもわかりやすい入門講座から、各種登記実務、トラブル解決法、手続きに必要な申請書、各種専門家の頼み方、添付書類の作り方までを解説する。

☆インターネットで探す

『申立て等で使う書式』 最高裁判所 http://www.courts.go.jp

・・・簡易裁判所と家庭裁判所で扱っている主な裁判手続について裁判所に提出する書式の記載例を 掲載しています。申立書等のひな形をダウンロードすることもできます。

『裁判文書A4版化書式』 日本弁護士連合会 http://www.nichibenren.or.jp

・・・最高裁事務総局より提供される参考書式および裁判所書式を掲載。

●判例について調べる

☆図書資料で探す

『有斐闍判例六法 平成23年度版』 井上 正仁 有斐閣 320.9ユ

・・・判例を主要な法令の条文ごとに整理要約し、「カタカナ法令」を平仮名化した携帯六法。 判例約11900件、法令98件を掲載。

☆雑誌で調べる(中央図書館で閲覧可能)

『判例時報』(旬刊:月3回) 判例時報社

・・・最も一般的な判例紹介誌。

主要な裁判所判例及び重要な下級審判例の全文を掲載しており、冒頭にその判例の背景、要旨、意義等についての解説が付されている。

『ジュリスト』(半月刊) 有斐閣

・・・「判例時報」誌と並ぶ判例紹介誌のひとつ。 社会現象と法律実務を結ぶ法律総合雑誌であり、論文の掲載が多いのが特徴。

☆インターネットで探す

『裁判例検索』 最高裁判所 http://www.courts.go.jp

・・・最高裁が提供する裁判例検索システム。裁判所名・事件番号・裁判年月日等で検索可能。 最高裁判所判例集及び下級裁判所判例集については過去3ヶ月以内、知的財産裁判例集に ついては過去1ヶ月以内の各判決の一覧を表示します。

●インターネットで様々な法律情報を調べる

『日本法令索引』 国立国会図書館 http://hourei.ndl.go.jp

・・・原則として、明治19年2月公文式施行以降の省令以上の法令について、制定・改廃経過等の情報を検索できるデータベース。

『都内区市町村の例規集』 東京都立図書館

http://www.library.metro.tokyo.ip/1h/1h04.html

・・・都内の区市町村ごとの条例を掲載。

『インターネット版官報』 国立印刷局 http://kanpou.npb.go.jp

・・・国立印刷局が提供するインターネット版「官報」 当日を含めた30日間分の閲覧可能。

『国会会議録検索システム』 国立国会図書館 http://kokkai.ndl.go.jp

・・・第1回(昭和22年5月)以降の国会会議録をテキストとデジタル画像で閲覧可能。 会議名・発言者名・発言内容等で検索できる。



Vol.1【実は誰でも逮捕出来るんです!】

ニュースを見ていると、よく「現行犯逮捕」という言葉を聞きます。 「チカンの容疑で現行犯逮捕」や「窃盗の容疑で現行犯逮捕」がそうです。 しかし、「現行犯逮捕は誰でも逮捕できる」ということはあまり知られていないようです。

刑事訴訟法 第212条 第1項

現に罪を行い、又は現に罪を行い終った者を現行犯人とする。

刑事訴訟法 第213条

現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる。

「何人でも」とあるので、誰でも逮捕できるのです。

例えば、電車でチカンを見つけたら、つかまえて、しばって、こらしめて・・・・

・・・と、ここで間違っていけないのは、《できるのは「逮捕」まで》ということです。

刑事訴訟法 第214条

検察官、検察事務官及び司法警察職員以外の者は、現行犯人を逮捕したときは、直ちにこれを地方検察庁若しくは区検察庁の検察官又は司法警察職員に引き渡さなければならない。

⇒司法警察職員とは、いわゆる普通の警察官と海上保安官や麻薬取締官等の総称です。 それから、刑事訴訟法は目の前で犯罪が行われた場合以外にも、「現行犯人」として扱う場合を規 定しています。

刑事訴訟法 第212条 第2項

各号の1にあたる者が、罪を行い終ってから間がないと明らかに認められるときは、これを現 行犯人とみなす。

- 1 犯人として追呼されているとき。
- 2 贓物(ぞうぶつ)又は明らかに犯罪の用に供したと思われる兇器その他の物を所持しているとき。
- 3 身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき。
- 4 誰何(すいか)されて逃走しようとするとき。

条文に規定されている4つの場合は、「現行犯人」とみなされます。



法律的にはこのように規定されていますが、自分の身が 一番大切です。

身の危険を感じたら無理をせずに警察に通報しましょう。

出典: なかむらいちろう/著『「俺の酒が飲めねーか」は犯罪です。』 講談社、2008年